

真弓社会保険労務士事務所 <http://mayumi-sr.sakura.ne.jp>

〒290-0142 千葉県市原市ちはら台南 6-32-7 ☎0436-37-5505 ✉noury1030@gmail.com

この号の内容

- 1 インフルエンザと風邪の違い
- 2 インフルエンザの予防
- 3 インフルエンザ・ノロウィルスにかかった場合の労務管理



普通の風邪の多くは、喉の痛み、鼻水、くしゃみや咳の症状が中心で、全身の倦怠感があまり、みられません。

しかし、インフルエンザは、インフルエンザウィルスの感染によって起こり、38℃以上の熱と、頭痛、関節痛、筋肉痛、全身の倦怠感等の症状が比較的急速にあらわれるのが特徴です。併せて、風邪と同様、喉の痛み、鼻汁、咳等の症状もみられます。

12月～3月にかけて、流行ります。

(厚生労働省 HP より)

インフルエンザと風邪の違い

ありがとうございます。川上 のり子です。

めっきり、寒くなり、空気も乾燥してきていますね。まわりで咳などしている人はいませんか？

お子さんなど受験を控えているご家庭等では、風邪には敏感になられていることと思います。

風邪、そして、インフルエンザ等かかってしまうと、とても辛い思いをしますので、予防を心がけたいですね。

風邪とインフルエンザの違いは、ご存知ですか？

インフルエンザの予防

1. 流行前のワクチン接種をする。
予防効果は、摂取後、2週間～5か月程度までと考えられています。
2. 飛沫対策咳エチケット
人に向けて、咳を飛ばさない。
咳をするときは、ハンカチやティッシュを口に当てる。
咳が出る時は、マスクをする。
3. 外出後の手洗い・うがい
4. 適度な湿度の保持（湿度 50%～60%）
5. 十分な休養とバランスの取れた栄養摂取
6. 人混みや繁華街への外出を控える

などを心がけましょう。

インフルエンザ・ノロウイルス に従業員がかかった場合の 労務管理

労働安全衛生法第68条

事業者は、伝染性の疾病その他の疾病で、厚生労働省令で定めるものにかかった労働者については、厚生労働省令で定めるところにより、その就業を禁止しなければならない。

感染症法（就業制限）第18条

1 都道府県知事は、一類感染症の患者及び二類感染症又は三類感染症の患者又は無症状病原体保有者に係る第12条第1項の規定による届出を受けた場合には、当該者又はその保護者に対し、当該届出の内容その他の厚生省令で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 前項に規定する患者及び無症状病原体保有者は、当該者又はその保護者が同項の規定による通知を受けた場合には、感染症を公衆にまん延させるおそれがある業務として感染症ごとに厚生省令で定める業務に、そのおそれなくなるまでの期間として感染症ごとに厚生省令で定める期間従事してはならない。

3 前項の規定の適用を受けている者又はその保護者は、都道府県知事に対し、同項の規定の適用を受けている者について、同項の対象者ではなくなったことの確認を求めることができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による確認の求めがあったときは、当該請求に係る第2項の規定の適用を受けている者について、同項の規定の適用に係る感染症の患者若しくは無症状病原体保有者でないかどうか、又は同項に規定する期間を経過しているかどうかの確認をしなければならない。

インフルエンザやノロウイルスに従業員が係った場合は、人事担当者は、迷われることが多いところだと思います。

季節的なインフルエンザ・感染性胃腸炎（ノロウイルス）は、五類感染症にあたりますので、出勤停止命令の対象外です。

よって、会社を休む場合には、病気休暇（有給・無給は会社による）もしくは、有給休暇を取得して休むことが一般的です。

ちなみに、新型インフルエンザや鳥インフルエンザ（H5N1・H7N9）は、2類感染症にあたります。この場合は、ノーワークノーペイの原則により、休業手当の支払い義務はありません。